

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：東大和市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	昭和51年2月12日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	東大和市	職員数 (H22. 4. 1現在)	7
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間:		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	120円（20年度）	財政力指数	0.950（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	95.5（20年度）	実質公債費比率（%）	4.3（21年度）
		将来負担比率（%）	42.2（20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □に示を付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	東大和市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度
計画策定責任者	東大和市長 尾又 正則
既存計画との関係	東大和市第3次行政改革大綱（計画期間 平成19年度～23年度）
公表の方法等	市ホームページ等を活用する。市議会への説明は本計画承認後に行う。
基本方針	本計画は、既存の事務事業を点検し、見直しを行う等、健全財政の確保を目的とし、もって経営能力を向上させ、簡素で効率的な事業運営に資する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			4,668.6	4,668.6
	補償金免除額			581.2	581.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業	484,109	472,833	38,257	995,199
	流域下水道事業	14,884	16,238	20,995	52,117
	合 計 (A)	498,993	489,071	59,252	1,047,316
「繰上償還希望額」欄の区分					
	合 計 (B)	0	0	0	0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	498,993	489,071	59,252	1,047,316

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業			37,840	37,840
				0	0
	合 計 (A)			37,840	37,840
「繰上償還希望額」欄の区分					
	合 計 (B)			0	0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)			37,840	37,840

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
「繰上償還希望額」欄の区分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市の下水道事業は普及率では99.9%となっているが、他市と比べて事業への着手が遅れたことに伴い、比較的短期間に投資を行ったため、地方債残高は約139億円（平成21年度末現在）となっている。</p> <p>下水道使用料収入については、平成20・21年度と、大口需用者や各家庭での節水により有収水量が落ちている。</p> <p>下水道使用料については、月額20㎡当たり1,620円で、多摩地域の26市中14位と中庸に位置する。</p> <p>一般会計からの繰入金については、95%以上が公債費に充当されている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 下水道料金の適正化</p> <p>平成12年以降、下水道使用料の改定を行っていないため、適正化を図る必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 経営能力の効率化</p> <p>既存の事務事業に対して、必要に応じて見直しを行い簡素で効率的な事業運営に努め、職員数等の抑制を図る必要がある。</p>
	<p>課 題 ③ 維持管理経費の効率化</p> <p>汚水整備がほぼ完了を迎える状況下、老朽化施設等に要する維持管理費は年々増加傾向にある。維持管理費の抑制に対しては、下水道施設の維持管理は近隣自治体と共通する部分があることから、広域的な対応及びコストの削減が必要である。</p>
	<p>課 題 ④ 下水道接続率の向上</p> <p>現在、下水道未接続世帯が約500世帯あるが、下水道接続率100%を目指して引続き職員による戸別訪問等を行い、水洗化率・下水道接続率の向上を図ることが課題となっている。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		(計画前5年度 決算)	(計画前4年度 決算)	(計画前3年度 決算)	(計画前々年度 決算)	(計画前年度 決算)	(計画初年度)	実績	(計画第2年度)	実績	(計画第3年度)	実績	(計画第4年度)	実績	(計画第5年度)	実績
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	1,314	1,304	1,605	1,282	1,329	1,348	1,195	1,384	1,175	1,353	1,137	1,356	1,124	1,342	1,119
	(1) 営 業 収 益 (B)	1,068	1,111	1,117	1,097	1,079	1,095	1,048	1,095	1,022	1,095	1,038	1,095	1,036	1,095	1,065
	ア 料 金 収 入	1,068	1,111	1,117	1,097	1,079	1,095	1,048	1,095	1,022	1,095	1,038	1,095	1,036	1,095	1,065
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	246	193	488	185	250	253	147	289	153	258	99	261	88	247	54
	ア 他 会 計 繰 入 金	242	190	485	181	247	250	144	286	149	255	96	258	86	244	51
	イ そ の 他	4	3	3	4	3	3	3	3	4	3	3	3	2	3	3
	2 総 費 用 (D)	1,321	1,282	1,219	1,132	1,083	1,053	1,015	1,035	1,026	1,017	959	996	941	940	948
	(1) 営 業 費 用	579	585	557	576	570	586	549	591	562	600	554	605	567	578	609
ア 職 員 給 与 費	42	43	46	53	40	39	35	39	40	39	39	39	18	39	40	
うち 退 職 手 当																
イ そ の 他	537	542	511	523	530	547	514	552	523	561	515	566	549	539	569	
(2) 営 業 外 費 用	742	697	662	556	513	467	466	444	464	417	405	391	374	362	339	
ア 支 払 利 息	742	697	662	556	513	467	466	444	464	417	405	391	374	362	339	
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-7	22	386	150	246	295	180	349	149	336	178	360	183	402	171	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,223	1,132	1,858	1,939	1,407	1,009	1,025	873	940	828	931	845	926	831	984
	(1) 地 方 債	275	566	1,636	1,475	1,113	699	661	525	505	528	540	512	540	507	
	資本 費 平 準 化 債		400	450	440	544	522	522	400	484	400	475	400	465	400	427
	(2) 他 会 計 補 助 金	932	545	150	432	272	276	346	316	433	282	401	284	408	270	466
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	10	17	30	5	5	4	5	1	0	0	0	0	4	0	
	(6) 工 事 負 担 金	6	4	42	27	17	30	13	31	2	21	2	21	2	21	
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,223	1,132	2,243	2,104	1,644	1,267	1,209	1,168	1,062	1,183	1,109	1,213	1,137	1,204	1,158
(1) 建 設 改 良 費	263	217	253	181	163	158	100	159	51	161	85	163	86	165	113	
うち 職 員 給 与 費	39	39	38	31	32	32	24	32	23	32	26	32	12	32	23	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	960	915	1,990	1,923	1,481	1,109	1,109	1,009	1,011	1,022	1,024	1,050	1,051	1,039	1,045	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	-385	-165	-237	-258	-184	-295	-122	-355	-178	-368	-211	-373	-174	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度														
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	実績	(計画第2年度)	実績	(計画第3年度)	実績	(計画第4年度)	実績	(計画第5年度)	実績
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-7	22	1	-15	9	37	-4	54	27	-19	0	-8	-28	29	-3
積 立 金 (K)		0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	19	11	33	35	20	29	29	64	25	116	52	95	52	85	24
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	12	33	34	20	29	64	25	116	52	95	52	85	24	112	21
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)															
実 質 収 支 (N)-(O)	12	33	34	20	29	64	25	116	52	95	52	85	24	112	21
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	57.6	59.4	50.0	42.0	51.8	62.4	56.3	67.7	57.7	66.4	57.3	66.3	56.4	67.8	56.2
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,068	1,111	1,117	1,097	1,079	1,095	1,048	1,095	1,022	1,095	1,038	1,095	1,036	1,095	1,065
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	1,068	1,111	1,117	1,097	1,079	1,095	1,048	1,106	1,022	1,117	1,038	1,128	1,036	1,140	1,065
健 全 化 法 施 行 令 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
企 業 債 現 在 高 (X)	15,457	15,108	14,754	14,306	13,938	13,528	13,491	13,044	12,985	12,547	12,488	12,037	11,949	11,538	11,411

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度														
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	実績	(計画第2年度)	実績	(計画第3年度)	実績	(計画第4年度)	実績	(計画第5年度)	実績
収 益 的 収 支 分	242	190	485	181	246	250	144	286	149	255	96	258	87	244	51
うち基準内繰入金	24	29	222	181	246	250	144	286	122	255	96	258	87	244	51
うち基準外繰入金	218	161	263	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	932	545	150	432	272	276	346	316	433	282	401	284	408	270	466
うち基準内繰入金	32	28	25	24	25	25	24	29	22	26	23	26	28	25	27
うち基準外繰入金	900	517	125	408	247	251	322	287	411	256	378	258	380	245	439
合 計	1,174	735	635	613	518	526	490	602	582	537	497	542	495	514	517

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	下水道料金は、多摩地域の26市中14位と中庸となっている。料金収入に関しては、近年の不況で大口需用者の節水及び節水型家電等の普及で減少の傾向があるが、今後、マンション等の建設で利用人口は徐々にではあるが増える状況にある。(東大和市の人口:平成22年4月1日現在83,779人、平成21年4月1日現在83,245人、534人の増)
2 他会計繰入金の見込み	平成22年度においては、資本費平準化債を5億2,220万円借入を予定しているが、財政状況を考慮しつつ、平成23年度以降は借入額を減額していき、最小限に活用し一般会計からの繰入金を増額を抑えていく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	当市の下水道事業は短期間で投資を行い、普及率も99.9%に達している。そのため、管渠は比較的新しく、建設改良費については、近年、汚水ます設置工事や都の河川改修に伴う工事が主となっている。このことから、平成23年度以降も平成22年度の工事費の予算額約5,300万円と同額程度で推移すると思われるが、都の事業である流域下水道の建設負担金の増を推察し上昇を見込んだ。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	当市の給料表は都の給料表に準拠していることから、都と同様の給与構造の見直しを行っており、平成23年4月1日に給与構造の見直しを完了させる。地域手当については、平成21年4月1日に国基準の10%としている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(決算)	(計画第2年度)	(決算)	(計画第3年度)	(決算)	(計画第4年度)	(決算)	(計画第5年度)	(決算)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)																
料金回収率※ (%)	47.6	51.4	52.7	74.3	83.6	85.5	77.9	85.5	72.6	85.5	74.7	85.5	73.3	85.5	71.8	
資本費 (円又は%)	177	129	122	120	108	108	105	108	110	108	105	108	105	108	105	
総収支比率(法適用) (%)																
経常収支比率(法適用) (%)																
営業収支比率(法適用) (%)																
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	57.6	59.4	50.0	42.0	51.8	62.4	56.3	67.7	56.3	66.4	57.3	66.3	56.4	67.8	56.2	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	18.4	14.6	30.2	14.1	18.6	18.5	12.1	20.7	12.7	18.8	8.4	19.0	7.7	18.2	4.6
	うち基準内繰入金 (%)	1.8	2.3	13.8	14.1	18.5	18.5	12.1	20.7	10.4	18.8	8.4	19.0	7.7	18.2	4.6
	うち基準外繰入金 (%)	16.6	12.3	16.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	76.2	48.1	8.1	22.3	19.3	27.4	33.8	36.2	46.1	34.1	43.1	33.6	44.1	32.5	47.4
	うち基準内繰入金 (%)	2.6	2.5	1.4	1.3	1.8	2.5	2.3	3.3	2.3	3.1	2.5	3.1	3.0	3.0	2.7
うち基準外繰入金 (%)	73.6	45.6	6.7	21.0	17.5	24.9	31.4	32.9	43.7	30.9	40.6	30.5	41.0	29.5	44.6	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<p>第3次行政改革大綱(平成18年12月策定)に位置づけられた平成21年4月1日の市全体の職員目標数は、500人であったが、実職員数は467人であったため、目標は達成されている。なお、下水道特別会計の職員数においては、平成19年度の9人から平成20年度には8人に、さらに平成21年度には7人に削減している。</p> <p>今後は、第3次行政改革大綱に基づき、民間活力の導入を積極的に図り、定員管理の適正化に努めてゆくこととしている。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	<p>当市の給料表は都の給料表に準拠していることから、都と同様の給与構造の見直しを行っており、平成23年4月1日に給与構造の見直しを完了させた。地域手当については、平成21年4月1日に国基準の10%としている。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	②	<p>下水道事業特別会計において、技能労務職員に相当する職種に従事する職員はいない。</p> <p>なお、市長部局に属する技能労務職員については、都に準じて給与のあり方を見直した。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	<p>退職時特昇は廃止済である。なお、市町村職員退職手当組合に加入し、該当組合において、中膨れの是正など支給水準の適正化に取り組んでいる。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	②	<p>東京都市町村職員共済組合の福利厚生事業を受けており、事業主負担は法令の規定に基づいた割合を使用している。</p> <p>職員互助会補助金については、職員1人当たり29,000円を超えない範囲内において、当該年度の予算で定める額に当該年度の4月1日に在職する職員数を乗じて得た額を負担している。従前の1人あたり11,000円を平成17年度には10,500円に、平成20年には8,400円に削減した。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	<p>積算システムの更新において、ソフト等の見直しにより、従来の年間経費 1,438千円を859千円にして、579千円を節減した。(5年間では、2,892千円の縮減)</p> <p>油等を直接排水口に流さないよう啓発活動(市役所ロビーでのPR活動、市報での呼びかけ)を行い、下水道管の詰まりや緊急清掃の費用の発生を抑制していく。</p> <p>また、現在、東京都流域下水道局流域下水道本部と多摩地区自治体との間で、「効率的な管渠の維持管理検討会」を催し、各自治体間において共通する業務について共同化・広域化について検討しており、今後の下水道施設に要する維持管理費の抑制を図っていきたい。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	<p>市民生活の利便性を図るため、休日等(土曜を含む)の排水設備等の詰まりに備え、迅速な修繕体制を設けている。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、市職員の休日出勤に伴う人件費を抑制するため、東大和市上下水道工事組合に委託し修繕の対応をしている(時間当たり単価を250円としている。)</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	下水道料金の改定については、市の財政状況等を考慮するとその必要性は充分認識しているものの、現在の下水道料金が多摩地域26市中で14位と中庸に位置する状況であることから、今後、料金の適正化に向けて検討していきたい。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	②	財政状況は、東大和市財政状況の公表に関する条例に基づき、毎年2回(6月及び12月)市報において公表を実施している。
○ 行政評価の導入	②	行政評価については、第3次行政改革大綱推進計画に基づき、効果的な行政運営を目指し、平成18年度から実施している。平成21年度の下水道事業では、公共汚水ます設置事業、下水道未接続世帯の解消事業について行政評価を実施した。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	都等の給与構造に準じて給与等の引き下げを行い、職員人件費の抑制を図っていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	新たな下水道管理システムを導入することにより、下水道台帳等の閲覧における窓口業務の簡素化と処理のスピード化を図り、また、積算システムの活用で設計等の効率化をする。さらに、導入された庁内ランを活用し他の部局とのやり取り・予算決算事務等を円滑にして、事務の効率化と少ない職員で事業の執行を可能としていく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業受益者負担金の賦課に対しては、職員が土地所有者に直接訪問し説明することで収納率の向上に努める。 ・管渠再生工事については国費の導入と起債の利用を行い維持管理費の抑制を実施していく。 ・資本費平準化債を利用し、一般会計繰入金の額を解消していく。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		当初計画合計	平成24年度		平成25年度		平成26年度		延長計画合計			
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画2年度)	(当初計画3年度)	(当初計画4年度)	実績	(当初計画5年度)	実績		(延長計画3年度)	実績	(延長計画4年度)	実績	(延長計画5年度)	実績	合計	実績		
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	82,161	82,918	83,192	83,732	83,983	84,395	84,318	84,562	2,820	84,739	84,624	85,247	85,330	85,758	86,043	合計	2,794	3,330	
		A 増減		757	274	540	251	663	335	167		421	62	508	706	511	713				
		水洗便所設置済人口(人)	80,185	81,010	81,363	82,016	82,471	82,767	82,968	83,015	3,534	83,552	83,213	84,224	84,049	84,900	85,032	合計	3,918	4,364	
		B 増減		825	373	633	455	751	497	246		584	198	672	836	768	853				
		水洗化率(%)	97.6	97.7	97.8	98.0	98.2	98.1	98.4	98.2		98.6	98.3	98.6	98.5	99.0	98.8				
		C 増減		0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1			0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2				
		有収水量(m ³)	8,798,792	8,966,893	8,858,964	8,812,902	8,838,902	8,816,777	8,838,902	8,702,157	43,985	8,838,902	8,746,221	8,838,902	8,759,035	8,838,902	8,732,808	合計	82,878	-80,064	
		D 増減		168,101	-107,929	-46,062	26,000	3,875	0	-114,820		0	44,064	0	12,814	0	-76,227				
		使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	126	125	124	122	124	119	124	117		124	119	124	118	124	122				
		E 増減		-1	-1	-2	-2	-3	0	-2		0	-2	0	0	0	-4				
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)																					
F 増減																					
③ 収納率(%)		98.1	98.3	98.4	98.6	98.6	98.5	98.6	98.7		98.7	99.3	98.7	98.8	98.7	98.9					
G 増減			0.2	0.1	0.2	0.0	-0.1	0.0	0.2		0.4	0.1	0.6	0.0	-0.5	0.0	0.1	0.2	0.3		
H 増減																					
経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	2,197,059	2,155,178	1,887,156	1,557,954	1,542,374	1,514,077	1,526,950	1,582,884	-713,986	1,511,660	1,508,243	1,496,563	1,527,650	1,481,597	1,566,279	合計	-101,591	-21,738	
		I 増減		-41,881	-468,022	-129,202	-15,590	-43,877	-15,424	38,907		-15,290	-44,641	-15,097	19,407	-14,966	38,629				
		処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	27	26	20	19	18	18	18	18		18	18	18	18	17	18				
		J 増減		-1	-8	-1	-1	0	0	0		0	0	0	0	-1	0				
		汚水処理原価(円/m ³)	245	237	167	146	145	153	145	162	-10	145	159	145	161	145	170				
		K 増減		-8	-70	-21	-1	7	0	9		0	-3	0	2	0	9				
		汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	65	62	65	64	64	62	64	64		64	63	64	64	64	69				
		L 増減		-3	3	-1	0	-2	0	2		0	-1	0	1	0	5				
		M 増減																			
		使用料回収率(%) (E/K×100)	51.4	52.7	74.3	83.6	85.5	77.9	85.5	72.6		85.5	74.7	85.5	73.3	85.5	71.8				
累積欠損金比率(%) (実績値)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
企業債現在高(百万円)	15,108	14,870	14,667	14,255	13,828	13,828	13,339	13,339		13,339	12,985										
延長計画の目標値		14,754	14,306	13,938	13,828	13,491	13,339														
延長計画の目標値					13,828	13,828	13,339														
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	1,111	1,115	1,124	1,134	1,142	1,048	1,147	1,022											
		改善効果額		5	11	20	26	6	32	7	94										
		①有収水量の増加		3	9	17	23	1	29	0	81										
		②使用料の適正化																			
		③収納率の向上		2	2	3	3	5	3	7	13										
		その他④()																			
		改善効果額																			
		経営の効率化	管理運営費	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	82	80	89	92	99	94	63										
				改善効果額		3	5	5	28	5	24	23									
				⑤職員給与費の適正化		0	0	0	0	22	0	19	0								
維持管理費(上記以外)の適正化 (営業清掃の適正化)				0	2	2	2	4	2	3	8										
維持管理費(上記以外)の適正化 (下水道管理システムの導入)				3	3	3	3	2	3	2	15										
その他⑥()																					
改善効果額																					
当初計画改善効果額 合計												117									
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)												115									

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した確保に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入					改善効果額					合計				
		1,079	1,095	1,048	1,095	1,022	1,095	1,038	1,095	1,036	1,095	1,095				
	改善効果額															
	①有収水量の増加															
	②使用料の適正化															
	③収納率の向上															
	その他④()															
	改善効果額															
	管理運営費	1,558	1,542	1,514	1,527	1,553										
	④うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	72	71	59	71	63										
	改善効果額		0.5	0.5	0.5	0.5									2.5	2.5
	⑤職員給与費の適正化															
	維持管理費(上記以外)の適正化 (積算システムの更新)		0.5	0.5	0.5	0.5									2.5	2.5
	その他⑥()															
	改善効果額															
	延長計画改善効果額 合計 A														2.5	2.5
	延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B															
	普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C															
	A + B + C														2.5	2.5
	<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)														0.6	

注1 計画前年度において使用料単価150円/m²(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m²未満の場合は処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
 - ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
 - ・有収水量 …………… 10表01行52列
 - ・管理運営費 …………… 32表02行05列
 - ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列)÷(有収水量)
 - ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
 - 法適用事業 = 20表01行03列
 - 法非適用事業 = 26表01行03列
 - ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
 - 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
 - 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等